

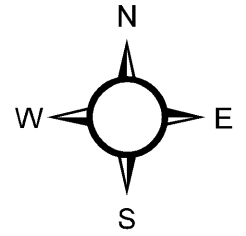
高度地区変更箇所一覧

17m高度地区 	場所	墨田一～五丁目、押上三丁目、京島一丁目、文花一・二丁目、八広四～六丁目の各地内
	現状	指定なし
	変更	17m高度地区
17m第3種高度地区 	場所	向島一・五丁目、東向島一～四丁目、堤通一丁目、墨田一～五丁目、押上二・三丁目、京島一～三丁目、文花二・三丁目、八広一～六丁目、立花一～六丁目の各地内
	現状	第3種高度地区 22m高度地区
	変更	17m第3種高度地区
22m高度地区 	場所	横網二丁目、亀沢二・三丁目、吾妻橋一・二丁目、太平四丁目、業平四・五丁目、向島五丁目、東向島四～六丁目、墨田一～三・五丁目、押上一・三丁目、京島一丁目、文花一丁目、八広六丁目の各地内
	現状	指定なし
	変更	22m高度地区
22m第3種高度地区 	場所	向島四・五丁目、東向島一～六丁目、堤通一丁目、墨田一～五丁目、押上三丁目、京島一～三丁目、文花一・三丁目、八広一・五・六丁目、立花一～六丁目の各地内
	現状	第3種高度地区 22m高度地区
	変更	22m第3種高度地区
28m高度地区 	場所	千歳一～三丁目、緑二～四丁目、亀沢四丁目、向島一・三・四丁目、東向島一～六丁目、堤通一・二丁目、墨田二～五丁目、押上二・三丁目、京島一～三丁目、文花二丁目、八広一～六丁目、立花一・四・五丁目の各地内
	現状	指定なし
	変更	28m高度地区
28m第3種高度地区 	場所	向島四丁目の地内
	現状	第3種高度地区
	変更	28m第3種高度地区
35m高度地区 	場所	千歳三丁目、緑三・四丁目、立川一丁目、横網二丁目、亀沢三・四丁目、本所一丁目、東駒形一丁目、吾妻橋一丁目、太平三・四丁目の各地内
	現状	指定なし
	変更	35m高度地区
第3種高度地区 	場所	向島五丁目の地内
	現状	指定なし
	変更	第3種高度地区

備考

- 図および表は建築物の高さの最高限度を定める高度地区のみを表示しています。
- 道路の沿線に指定がある場合は、道路（都市計画道路の場合は都市計画道路）から原則として20mの線が境界線です。なお、水戸街道および明治通り、丸八通り、浅草通り、清澄通りは道路から30mの線が境界線です。

高度地区変更区域図

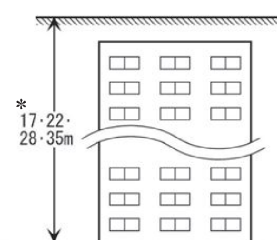


変更する高度地区の概要

17m高度地区・22m高度地区
28m高度地区・35m高度地区

【絶対高さ制限】

建築物の高さがそれぞれ絶対高さ制限値の17m・22m・28m・35m以下に制限されます。



17m第3種高度地区
22m第3種高度地区
28m第3種高度地区

【斜線併用型絶対高さ制限】

建築物の高さがそれぞれ下図のように制限されます。

